

うつ病治療の実態と社員の自己保健義務 その2

先月に続いて今月も「アドヒアランス（「治療に対する患者の積極的取り組み）」をとりあげたい。上の図2を見ていただきたい（図1は前月号を参照のこと）。図2は、自己判断で服薬を中断した患者の理由である。最も多い回答は「症状が改善したから」。

うつ病は、マスコミがCMやネットで、「こころの風邪」と表現した影響もあってか、うつ病を一過性の症状のような認識をする向きが多く、薬を飲めば良くなる、というふうに簡単に考える傾向が増えている。よって、熱が下がったから薬はもう必要ない、というように、自己判断で服薬、通院を中断してしまうのだ。皮肉なことに、このように勝手に中断した患者ほど、反復を繰り返し、そのたびに症状は重く、回復に時間を要すようになる。「出たり引っ込んだりを繰り返す社員」は、アドヒアランスが低い患者ともいえる。

2番目に多い回答は薬への抵抗感である。「うつ病がカウンセリングで治った。薬に頼らない治療法」など、特にインターネットを中心に、薬物療法を否定するような情報が多いが、この拒否感が強い患者ほど、やはり回復は遅く、再発、寛解を繰り返すのである。依存性や副作用を心配する声は依然多いが、実際、ここ10年間よく使われている抗うつ薬は副作用が極めて少なく、後遺症を残すこともない。抵抗をなくすことも治療技術であるため、医師の責任も非常に大きい。

このほか、図に示す以外にも治療を中断する理由はいろいろあるだろう。しかし、社員として長期療養を取得する以上、社員は治療に専念する義務を**いま一度認識すべきではない**か。少なくとも自分がいない間、仕事をカバーしてくれる同じ職場の仲間のためにも、1日も早く回復するよう、医師の指導のもとに療養専念するという意識が必要だろう。

一方で、会社は、安全配慮義務の観点から、長期療養中も社員の健康状態を定期的に把握し、適切な措置を取る必要がある。大抵の担当者は腫れ物にさわるように、休みの間ほとんど連絡をとらないが、**会社の許可の元に職を免じている**ことを念頭におくべきだろう。どの程度回復しているかを把握することは、その後の復職のさせ方にも影響するし、**主治医、本人への症状紹介は当然のこと**だろう。

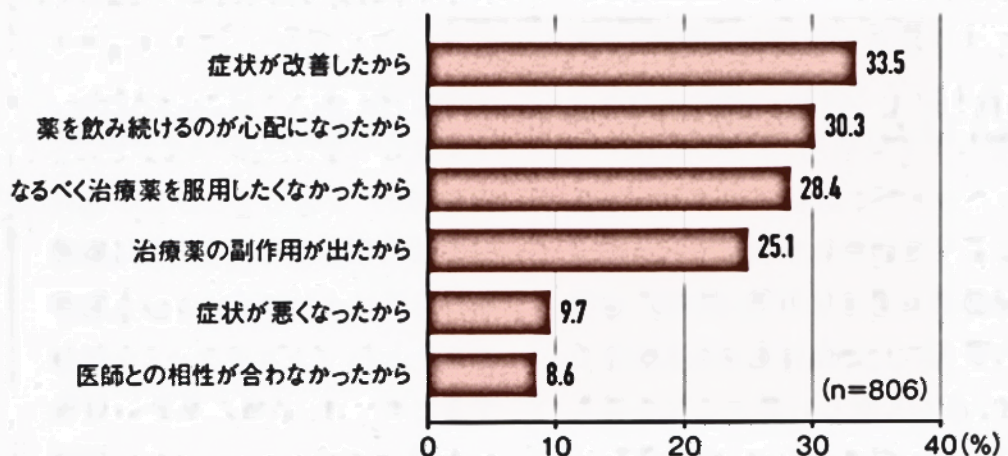
グラフの結果をそのまま当てはめることができないが、療養だけして服薬などしていないケースは少なくない。数ヶ月の休職期間を記した診断書だけが提出されるような状況は問題だ。治療内容は別として、療養が続いており、どの程度回復しているかを把握することは会社として今後徹底すべきだろう。**なぜなら結果として本人のために**

もならないからだ。現実には難治性うつ病と呼ばれるうつ病は全体の15%にも及ぶが、一方で、アドヒアランスが低いために症状が改善しないということも少なくない。いずれにしても実情は正確、明確に把握すべきである。

- ① 会社は社員に対し、就業規則等により、社員である限りは自己保健義務として、治療に専念すべきであるということを予め確認しておくべきだろう。
- ② 長期療養中の社員は通院と服薬を継続する義務があり、少なくとも月に1度は会社に対し病状報告をするよう、会社の制度運用を見直していく必要があるだろう。
- ③ 長期療養が1年以上に渡ることは少ない。こうしたケースにならないように、主治医とも定期的に連絡をとるべきだろう。

2012年秋からメンタルヘルス健診の義務化等が巷を賑わしているが、「会社の責任」と同時に、本人の治療責任意識の向上、つまり社員の自己保健義務の意識向上にも是非とも取り組むべきだろう。

図2 自己判断で服薬を中断した理由(複数回答)¹⁾



対象: 今までに医師からうつ病やうつ状態と診断され、過去1年以内に抗うつ薬の服用経験がある3,090名
方法: インターネット調査(WEBモニター)